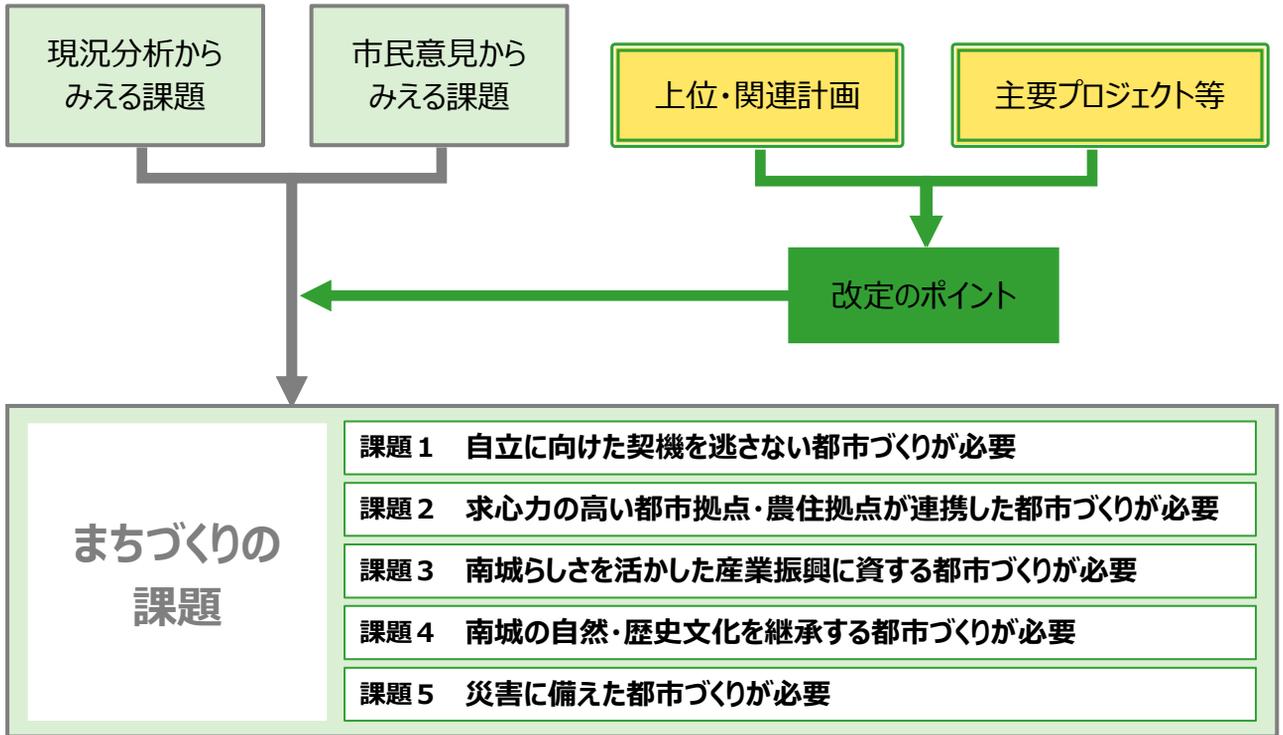




## 2. まちづくりの課題



## 3. 全体構想

### 都市づくりの方向性

将来像と都市づくりの基本目標

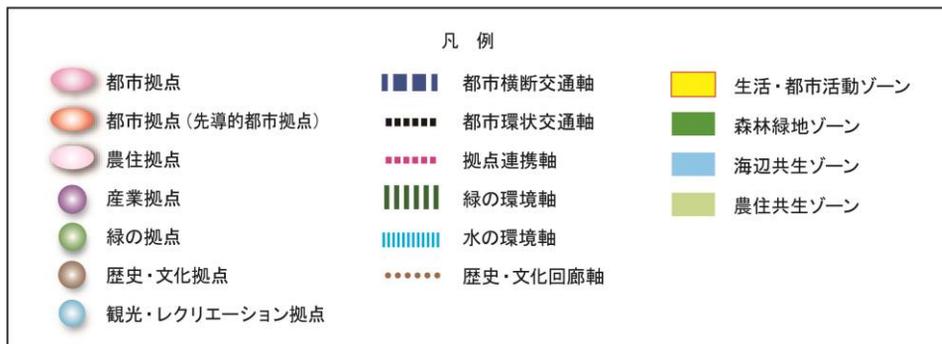
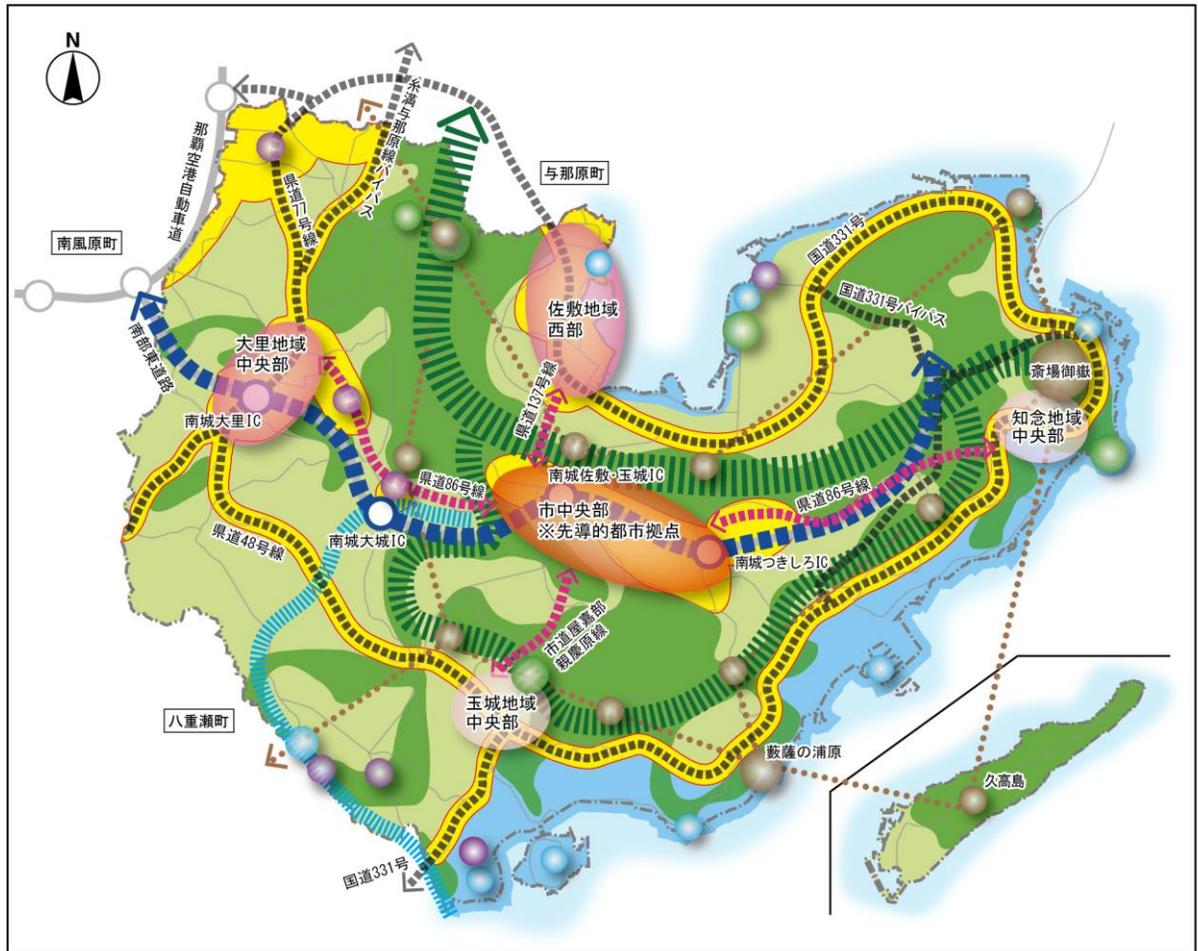


# 将来都市構造

## ■ 将来都市構造の構成要素と設定内容

構成要素	内容
拠点	都市の活動や日常生活の中心となる場であり、行政、産業、観光、地域サービス、市民交流の核となる地区を拠点と設定、点的な構成要素
軸 (ネットワーク)	本市の活性化、にぎわいの創出、発展のために各拠点間や周辺市町村と連結し、ひと・もの・機能等のつながりを表すものを軸と設定、都市の骨格をなす自然環境や道路、公共交通等人や車の動線であり、線的な構成要素
ゾーン	それぞれの地域特性、機能ごとに区分し、土地利用の基本的な方向性を示すエリアをゾーンと設定、面的な構成要素

## ■ 将来都市構造図



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない

# 分野別の整備方針

## (1)土地利用の方針

### ○基本方針

#### 自然環境を守りながら計画的に都市的土地利用を進めて便利で魅力的なまちをつくる

- ・ 市民の豊かでゆとりのある暮らしを守るため、本市の豊かな自然を保全しつつ、都市活動や日常生活を支えられるよう、都市と自然のバランスを考慮した土地利用を図る。
- ・ どのような場所にどのような建物を建てられるかを明確にすることにより、開発圧力を適切にコントロールし、都市的土地利用を計画的に誘導する。
- ・ 積極的に保全する森林や農地、観光・交流に活かす海岸等を明確にしながら、自然的環境との調和を図った土地利用を推進する。
- ・ 用途地域をはじめとした、都市計画法・その他法令に基づく「きまり」や「制限」を積極的に採用し、計画的な土地利用の実現を図る。

### ○方向性

#### 1. 地域の特性に応じた都市的土地利用

- 施策①：暮らしやすく良好な住環境の保全・創出（住居系）
- 施策②：魅力的な商業・業務地の形成（商業・業務系）
- 施策③：地理的優位性を活かした工業・流通業務地の形成（工業・流通業務系）
- 施策④：計画的な土地利用による良好な市街地の形成（計画的土地利用）
- 施策⑤：IC周辺における市街地や工業・流通業務地等の形成（IC周辺地域）

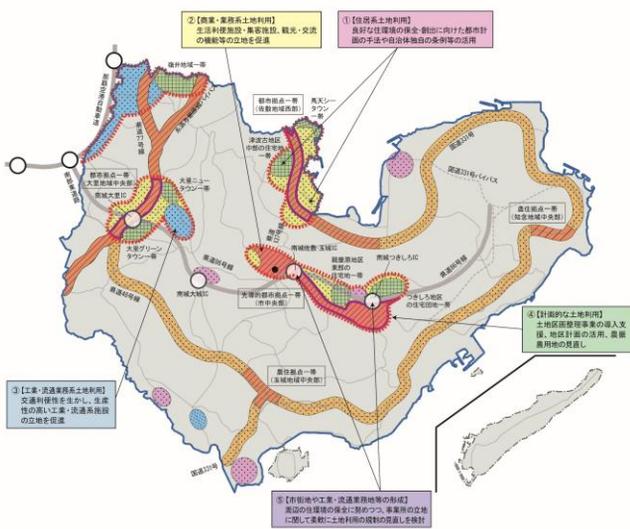
#### 2. 自然を守り自然の恵みを活かす自然的土地利用

- 施策①：自然環境の保全（ハンタ・緑地・海岸・歴史文化周辺）
- 施策②：優良農地の保全（土地改良区等）
- 施策③：自然的環境と調和した住環境の形成（集落・観光・地場産業との調和）

#### 3. 適正な土地利用を誘導するためのきまりと制限施策の展開

- 施策①：法律・条例を連携させた運用
- 施策②：都市計画法に基づくきまりと制限の運用
- 施策③：その他法令・自主条例に基づくきまりと制限の運用

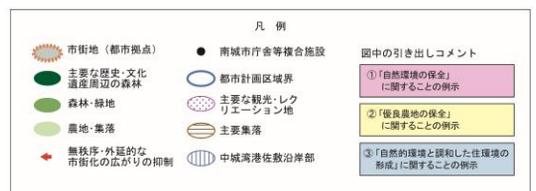
### ■土地利用の方針【市街地（都市拠点）・幹線道路沿線】



### ■土地利用の方針【自然的環境地域】



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない

## (2)道路・交通の方針

### ○基本方針

市内外のどこへでも安全で快適に移動しやすい道路・交通ネットワークをつくる

- 本市における都市活動や日常生活に伴う人・物の移動を支え、本市の産業を後押しする道路整備、公共交通の維持・充実を図る。
- 南部東道路をはじめとした、交流人口の拡大のために不可欠な、市内外を結ぶ幹線道路網の整備を促進するとともに、市内の円滑な移動を支える道路の充実、機能拡充を図る。
- 南城市地域公共交通網形成計画に基づき再編を推進している、公共交通を効果的に利用できるよう、市民や観光客等のニーズを踏まえながら、利用環境の維持・改善を図る。

### ○方向性

#### 1. 幹線道路網の充実

- 施策①：役割に応じた段階的な道路ネットワークの構築  
 施策②：都市間を結ぶ道路（主要幹線道路・幹線道路）の整備促進  
 施策③：地域間・拠点間を結ぶ道路（地域幹線道路・補助幹線道路）の整備

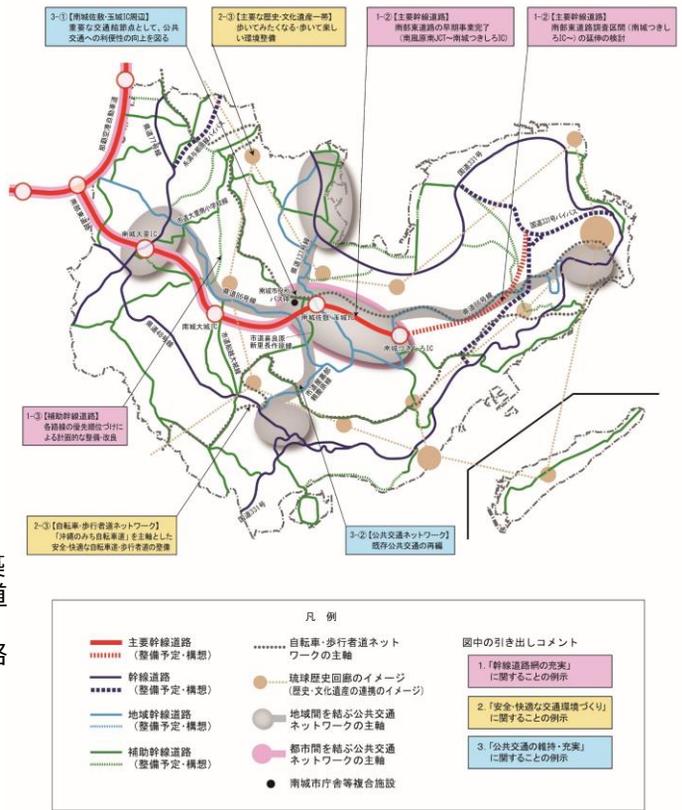
#### 2. 安全・快適な交通環境づくり

- 施策①：安全で使いやすい生活道路の整備  
 施策②：分かりやすい案内の整備・維持管理  
 施策③：みちの魅力を感じさせる交通環境の整備

#### 3. 公共交通の維持・充実

- 施策①：交通結節点の整備・機能拡充  
 施策②：利用者ニーズに応じた公共交通の利用促進

### ■道路・交通の整備方針



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない

## (3)水と緑の整備方針

### ○基本方針

自然環境を保全しつつ、自然環境に親しみその恵みを楽しめる空間をつくる

- 本市の個性的で美しく豊かな自然環境を保全しながら、市民が親しみと愛着を感じ、来訪者・観光客が感動と癒しを享受できる空間づくりを推進する。
- 本市の魅力ある歴史・文化遺産とも連携しながら特色ある公園の整備を図るとともに、市民にとって身近な公園の整備・維持を推進する。

### ○方向性

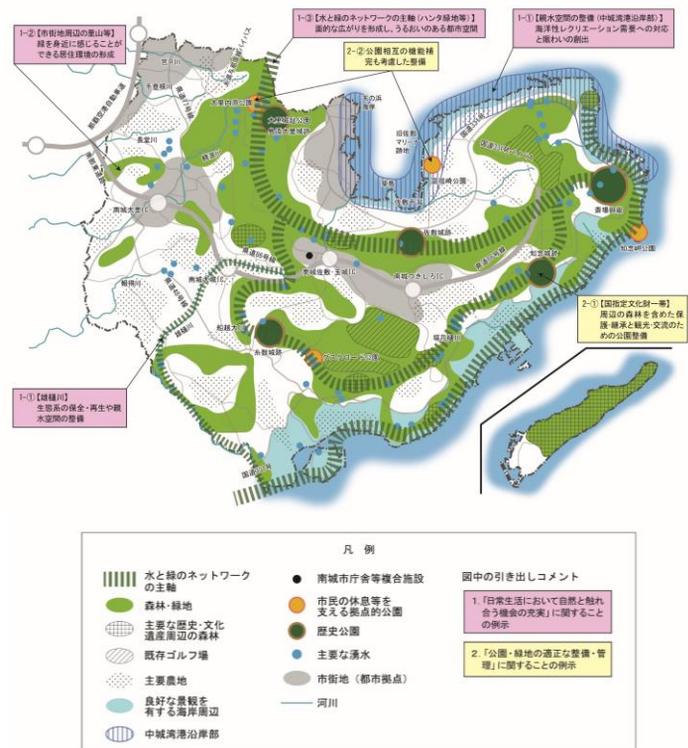
#### 1. 日常生活において自然と触れあう機会の充実

- 施策①：親水空間の整備  
 施策②：新緑空間の整備  
 施策③：水と緑のネットワークづくり

#### 2. 公園・緑地の適正な整備・管理

- 施策①：機能分担による公園の質の向上  
 施策②：財政と地域バランスに配慮した公園の再整備

### ■水と緑の整備方針



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない

## (4)景観形成の方針

### ○基本方針

暮らしのなかで自然・歴史・文化が薫り、人々に癒しと感動をもたらす美しい景観をつくる

- ・「南城市景観まちづくり条例」に基づき、南城市らしい美しく独特な景観を守り、育み、次の世代に引き継ぐため、「南城市景観まちづくり計画」を踏まえ取組を推進する。
- ・本市の恵まれた自然環境と歴史・文化遺産と調和した南城市らしく良好な景観形成を図る。
- ・豊かな自然と市街地・集落が調和した景観も南城市らしい景観であることから、こうした景観についても保全、形成の取組を推進する。

### ○方向性

#### 1. 本市を特徴づける自然景観の保全

- 施策①：市全体の景観の骨格となる地形・自然の保全
- 施策②：海・山・空への眺望が効いた景観の保全
- 施策③：地域の暮らしに密着した自然・樹木の保全

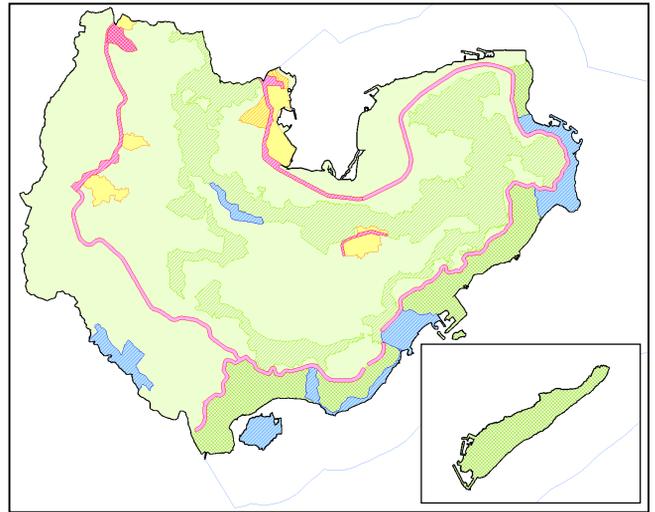
#### 2. 長い歴史のなかで培われた伝統的景観の保全

- 施策①：琉球王国最高の聖地としての風格ある景観の保全
- 施策②：伝統文化と美しさを感じる農漁村景観の保全
- 施策③：暮らしの知恵、信仰が生きる空間の保全

#### 3. 周辺と調和した市街地景観の形成

- 施策①：地域の景観と調和し良好な景観形成を牽引する公共事業の推進
- 施策②：地域の景観や住環境の質を高める街並みづくり
- 施策③：市民・事業者・行政の協働による景観まちづくり

### ■南城市の景観の地域区分（一般地区）



地区区分（簡略版）	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	住居系地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:pink;"></span>	沿道・業務系地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue;"></span>	観光・リゾート系地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span>	自然・農業系地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid lightblue;"></span>	海洋地区

## (5)その他都市施設の整備方針

### ○基本方針

市民の日常生活を支え、周辺地域の環境・衛生の保全に資する都市施設をつくる

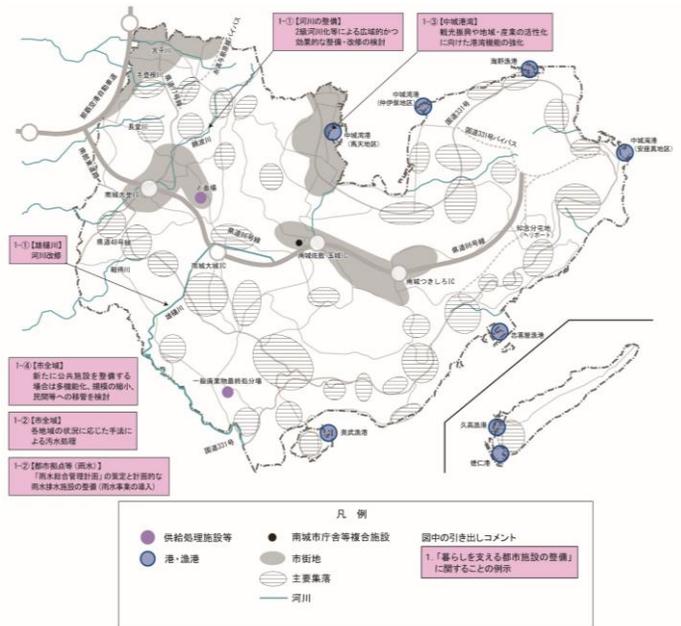
- ・衛生的で快適な本市の生活を支える河川や下水道等の整備、日常生活を支える公共施設の効率化・多機能化と適切な管理を図る。
- ・公共施設については、環境保全に向けた施設・設備の更新を図るとともに、市民サービスの効率化、多機能化の視点を踏まえて整理縮小を図り適切な管理を図る。

### ○方向性

#### 1. 暮らしを支える都市施設の整備

- 施策①：河川の整備
- 施策②：下水道等の整備
- 施策③：港湾および漁港の整備
- 施策④：公共施設の効率化・多機能化の推進
- 施策⑤：生活衛生対策の推進
- 施策⑥：環境との共生

### ■その他の都市施設の整備方針



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない

## (6)安全・安心まちづくりの方針

### ○基本方針

万が一の災害時に備えた、市民の安全・安心を確保し、誰もが不安なく暮らせるまちをつくる

- 本市において想定される自然災害に備え、市民が安心して生活できる都市を目指し、防災・減災の取組を推進する。
- 災害リスクの回避や、避難場所、避難路の確保等を推進し、都市の防災性の向上を図る。

### ○方向性

#### 1. 地震・津波対策の推進

- 施策①：インフラ施設等の耐震化
- 施策②：津波避難ビル指定等の推進
- 施策③：沿岸部に立地する公共施設の移転可能性の検討

#### 2. 土砂災害・風水害対策の推進

- 施策①：土砂災害防止対策の実施
- 施策②：風水害対策の実施

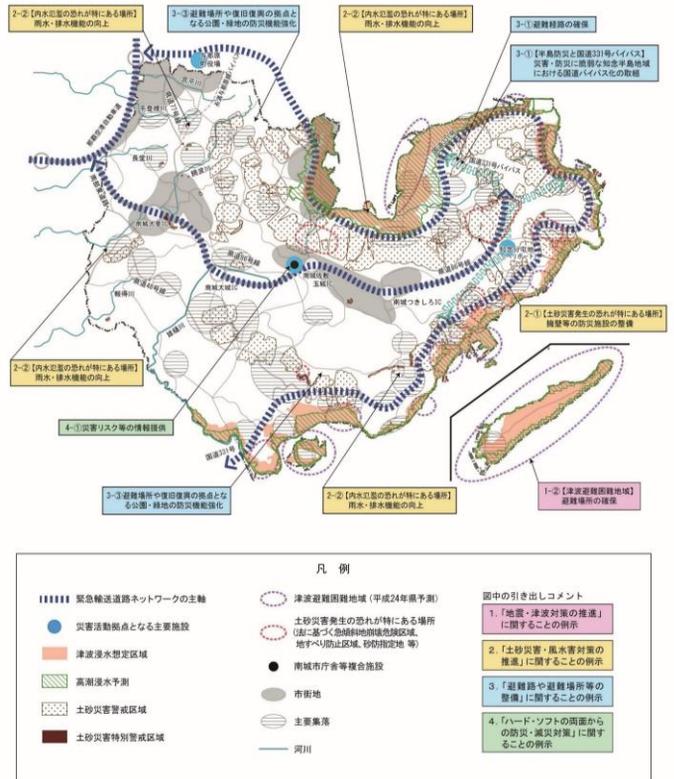
#### 3. 避難路や避難場所等の整備

- 施策①：避難場所・避難路の整備

#### 4. ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策

- 施策①：市民に対する情報提供と防災訓練等のソフト対策の推進

### ■安全・安心まちづくりの方針



※この図は、基本的な方向性を示したものであり、必ずしも具体的な位置・区域等を特定するものではない

## 4. 地域別構想

### 地域別構想の設定

本市の都市計画マスタープランは、4町村の合併や新たな都市計画区域への移行等から、「全体構想」と「各分野の整備方針」を主軸とした計画となっており、本市では将来都市構造の実現をするため、「都市拠点(都市活動や日常生活の中心となる場)」の形成が重要になっている。

特に、本市中央部は新たな賑わい創出や都市づくり全体を先導する重要な拠点(先導的都市拠点)として位置づけ、この都市拠点とその周辺一帯を対象に「地域別構想」を策定している。

将来的な「地域別構想」については、新市の一体性や自立性(新たなまちづくり)の観点と今後の社会情勢等も考慮しながら、政策的に重要な拠点形成について検討しつつ、それ以外の地域については、全体構想編での位置づけ等から、どのように地域を区分するかを検討し、市全域を網羅した「地域別構想」を定めていく。

### ■地域別構想の設定



## 先導的都市拠点地域の構想

### ○地域づくりの目標

#### 人々が集い、暮らし、交流する 賑わいあふれる新しいまちの顔づくり

- ・ 南部東道路を骨格とした幹線道路網の整備や公共交通の維持・充実等を図り、地域内・外どこへでも安全・快適に移動できる環境を創出する。
- ・ 南城佐敷・玉城IC周辺を中心として、市民・来訪者・観光客が集う交流空間の整備を図るとともに、海への眺望や場天御嶽をはじめとした、地域を特色づける多様な地域資源を積極的に活かし、活発な観光・交流を促進する。
- ・ 良好な自然的環境との調和に留意し、市街地としての範囲も明確にしなが、交通便利性を活かした都市的土地利用の計画的な誘導や、道路・公園その他公共施設の整備を図り、安全・快適・便利な住環境等を形成する。
- ・ 先導的都市拠点を中心に、公共施設等の複合化を念頭に置きながら、多様な機能（公共サービス、にぎわい創出・交流、公共交通拠点、ウェルネス、広域防災、観光情報発信、高付加価値な産業、商業、医療 等）等の都市機能を誘導・確保し、また、本市の若年層をつなぎ止めるような就業の場の創出により、まちの中心機能の充実を図り、「一体的な都市づくり」を実現する。

### ○地域づくりの方針

方針1 都市的土地利用を計画的に誘導

方針2 都市活動や日常生活を支える基盤をつくる

方針3 新たな交流機能の導入

方針4 地域内外を結ぶ交通ネットワーク

### ■先導的都市拠点の構想図

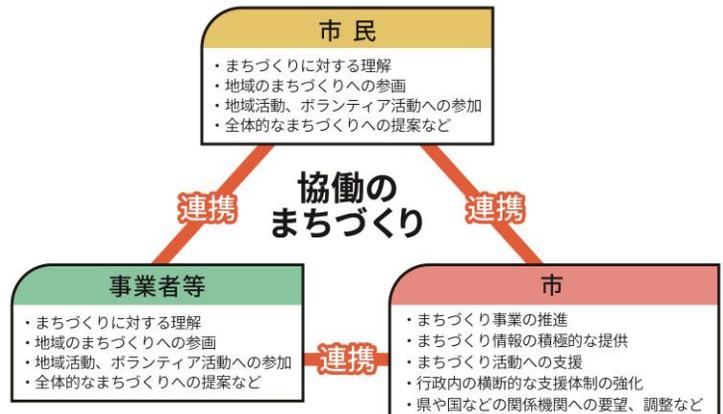


## 5. 計画の実現に向けて

### 各種まちづくり手法の活用

1. 個別計画に基づく具体化
2. 地域地区の運用・見直し
3. 地区計画等による規制・誘導
4. 景観まちづくり

### ■協働のまちづくりの体制イメージ



### 計画の推進体制

1. 協働のまちづくりを支援する体制づくり
2. 庁内連携体制の構築と人材育成
3. 国、県等の関係機関との連携強化

### 計画の見直し

目標までの中間点にあたる10年を目途に見直しを実施するものとするが、上位・関連計画の改定や本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて判断された場合にも見直しを実施する。